

2022年5月24日

各 位

会 社 名 シ ャ ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 戴 正 呉
(コード番号 6753)

当社に対する仲裁申立の仲裁判断に関するお知らせ

当社は、LG Display Co., Ltd (以下、LGD社という。)より、シンガポール国際仲裁センター (以下、SIACという。)における仲裁の申立を受け、仲裁手続を継続しておりました。今回、SIACより仲裁判断を受領しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 仲裁申立から仲裁判断に至るまでの経緯

当社がLGD社との間で2013年12月19日に締結した特許ライセンス契約 (以下、本契約という。)に関し、当社に本契約違反があったとして賠償等を請求する仲裁申立が、2019年12月6日付でSIACの仲裁廷に受理されました。その後、2022年5月16日 (当社本社受領日2022年5月23日) に仲裁判断がなされました。

2. 仲裁判断の相手方の概要

(1)	名 称	LG Display Co., Ltd
(2)	所 在 地	128, Yeoui-dearo Yeongdeungpo-gu Seoul 07336 Republic of Korea
(3)	代表者の役職・氏名	Hoyoung Jeong (CEO and President)

3. 仲裁判断の内容

当社がLGD社に対して、損害賠償額等として95,190千USD (11,747百万円。2022年3月31日現在、1USD=123.41円) をLGD社に支払うことを内容といたします。

4. 業績に与える影響

2021年度決算における修正後発事象に該当することから、2021年度決算の修正を行います。修正内容につきましては、本日付で開示の「(訂正・数値データ訂正) 修正後発事象に係る「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について」及び、「特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上